

2019 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3)

(令和元年 8 月 29 日)

【介護職員等特定処遇改善加算】

問1 2019 年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成 31 年4月 12 日)問 15 で、法人単位での取扱いについて触れられているが、法人単位で配分ルールを設定した場合、計画書の提出等はどのような取扱いとなるのか。

(答)

- ・ 法人単位で配分ルールを設定し処遇改善を行う場合であっても、「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成 31 年4月 12 日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知)」(4)の複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業所等の特例に基づき、指定権者毎に申請が必要である。

問2 介護職員等特定処遇改善加算を取得するため就業規則等の変更を行う際、役員会等の承認を要するため、令和元年度について、その承認が提出期限の8月末までに間に合わない場合、介護職員等特定処遇改善加算は算定できないのか。

(答)

- ・ 計画書に添付する就業規則等について、令和元年度については、8月末時点の提出期限までに内容が確定していない場合には、その時点での暫定のものを添付することとしてよい。ただし、その内容に変更が生じた場合、確定したものを本年 12 月 13 日までに指定権者に提出すること。

問3 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10 月から開始されるところであるが、介護職員等特定処遇改善計画書の賃金の総額欄の記載はどのようにすればいいか。

(答)

- ・ 計画書については、年度毎に提出するものであることから、年度単位で記載することが必要であるが、2019 年10月から算定する場合においては、前年度の賃金の総額欄については、前年度の賃金の6月分を記載することを想定している。

問4 今般の介護職員等特定処遇改善加算は、10 月から開始されるところであるが、賃金改善実施期間の設定については、10 月から3月までの期間にしなければならないのか。

(答)

- ・ 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(平成31年4月12日老発0412第8号厚生労働省老健局長通知)」の

様式例の「⑩賃金改善実施期間」の欄に記載のとおり、原則10月～翌年3月を想定しているが、以下の条件を満たす場合は、事業者が任意に選択することも可能である。

- ① 月数は加算算定月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度に加算算定の根拠となるサービス提供の期間の初月から、当該年度の介護職員等特定処遇改善加算支払終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。